

知広事第1427号

令和6年（2024年）9月30日

介護予防通所介護相当サービス事業者 御中

知多北部広域連合長 花田 勝重

(公 印 省 略)

運動器機能向上加算廃止に伴う取扱いについて（通知）

介護保険制度の円滑な運営につきまして、平素よりご理解とご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

ご存知のとおり、令和6年度報酬改定により、介護予防通所介護相当サービスの基本報酬においては、運動器機能向上サービスの実施に係る費用が包括評価されました。

その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものであることを踏まえ、サービスの実施に当たっては下記の点に留意してください。

記

1 運動器機能向上サービスについて

運動器機能向上サービス（利用者の運動器の機能向上を目的として個別に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持または向上に資すると認められるものをいいます。）は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、かつ、機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）を1名以上配置し、国内外の文献等において介護予防の観点から有効性が確認されている手法等を用いて全ての介護予防通所介護相当サービス事業所が実施してください。

2 運動器機能向上計画書等の具体的な取り扱いについて

全ての介護予防通所介護相当サービス事業所が以下のとおり実施してください。

- (1) 利用者の運動器機能、利用者のニーズ、サービス提供に当たって考慮すべきリスクを利用開始時に把握し、理学療法士、作業療法士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成してください。また、作成した運動器機能向上計画については、運動器機能向上サービスの提供による効果、リスク、緊急時の対応等を併せて、利用者に分かりやすい形で説明し、その同意を得てください。なお、運動器機能向上計画に相当する内容を介護予防通所介護相当サービス計画書の中にそれぞれ記載する場合は、その記載をもって運動器機能向上計画の作成に代えることができるものとします。また、運動器機能向上計画（運動器機能向上計画に相当する内容を記載した介護予防通所介護相当サービス計画書）が未作成の場合は、令和6年12月31日（火）までに作成してください。
- (2) 運動器機能向上計画に基づき、利用者ごとに運動器機能向上サービスを提供してください。なお、運動器機能向上計画に実施上の問題点（運動の種類の変更の必要性、実施頻度の変更の必要性等）があれば直ちに当該計画の修正をしてください。なお、サービス提供の記録においては利用者ごとの運動器機能向上計画に従い、理学療法士等、経験のある介護職員その他の職種の者が、利用者の運動器の機能を定期的に記録してください。ただし、介護予防通所介護相当サービスの提供の記録として、運動器機能を定期的に記載している場合は、当該記載をもって本要件を満たしているものとします。
- (3) おおむね1月間ごとに、利用者の短期目標の達成度と客観的な運動器の機能の状況についてモニタリングを行うとともに、利用者毎の運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて運動器機能向上計画の修正を行ってください。

問合せ先

知多北部広域連合 給付係

052-689-2263 (kyuufu@chitahokubu.or.jp)